

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

「「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）」に掲げる「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について、保護者に分かりやすく伝えることができるよう、遊んで（生活して）いる場面を、子供の発達段階に応じて題材にした「乳幼児期の家庭教育支援啓発資料・動画」を制作し、啓発活動を推進する。

制作に当たっては、企画・編集に係る専門的な知識・ノウハウ、また内容を的確に補足するイラスト・レイアウトについての技術を有する専門業者に業務委託することにより、保護者が読みたくなる内容とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 事業予算額

3,542 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年7月2日（水）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年7月7日（月）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部乳幼児教育支援センター

イ 提案書提出期限

令和7年7月15日（火）午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

ア 実施場所 オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

イ 実施日 令和7年7月22日（火）を予定（時間の詳細は、提案書の提出者ごとに別途通知する。）

ウ 時間 提案者当たりの説明時間は20分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：10分以内

質疑：10分以内

エ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。

オ その他 提案書の提出者が多数の場合は、書面による審査を実施し、プレゼンテーション審査参加者を5者程度に選定することがある。

プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。

- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。様式第1号）について
- ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- ① 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
 - ② 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
 - ③ 電子データの保存等に関する申出書
- イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
- ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に関する質問書（様式第2号）により提出すること。
- イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者からの質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局学びの変革推進部乳幼児教育支援センターに対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和7年7月25日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和7年7月28日（月）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 年3回の各発行業務履行確認後に契約書に定める金額を支払う。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ア 提出された提案書は、返却しない。
- イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。
- (14) 申請書提出後の取下げについて
- 申請書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願（様式第3号）を提出すること。取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ☐ 仕様書等に対する質問書（様式第 2 号）
- ☐ 取下願（様式第 3 号）
- ☐ 電子データの保存等に関する申出書
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書
- ☐ 提案書作成要領
- ☐ 参考資料

【問い合わせ先】

広島県教育委員会事務局学びの革新推進部乳幼児教育支援センター
担当 山本（雅）・笹見
電話 （082）513－5013（ダイヤルイン）